

第10章 準備書に対する意見及び事業者（松阪市）見解

10-1 準備書に対する環境の保全の見地からの意見と事業者（松阪市）見解

環境影響評価準備書に対する環境保全の見地からの意見はなかった。

10-2 準備書に対する準備書関係市町長意見と事業者（松阪市）見解

関係市長からの意見の提出はなかった。

ただし、松阪市環境影響評価委員会の「松阪市新最終処分場施設整備事業に係る環境影響評価準備書について（答申）」に対する事業者の見解は、表 10-2.1(1)(2)に示すとおりである。

表 10-2.1(1) 環境保全の見地からの意見の概要と事業者（松阪市）の見解

番号	意見の概要	事業者（松阪市）の見解
1	<p>・松阪市の新最終処分場建設に際して、大量生産、大量消費、大量廃棄の時代から個人のレベルでの持続可能な発展及び自然と調和したライフスタイルへと変わっていく中で、最終処分場が私たちの日常生活と密接に関係していることを認識してもらうことが必要であり、次の世代を担う若い人達や子ども達に遠くから何か求めるものではなく、自分の毎日の生活の中から、もう一度環境について考えることによって、主体が変わり主役は私達だということが言えるよう松阪市が環境と社会的な調和とバランスのとれたサステナブルな社会のトップランナーとなる一つの大きなきっかけとなるように対処されたい。</p>	<p>・松阪市では「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画第1期見直し版（R5.3）」で示した基本理念「ムダなく資源が循環しているまち」を実現するための基本方針として</p> <ol style="list-style-type: none">1. 3R及びごみの適正な排出の推進2. 行政、市民、事業者による協働体制の構築3. 不法投棄の未然防止に努め、うるおいある豊かな環境の創出を定めています。 <p>新最終処分場建設に際しては上記基本方針に基づき、焼却灰の資源化や効率的な管理運営の在り方を検討するなど、先進的な取組みとなるよう努めてまいります。また、ムダなく資源が循環しているまちを実現するため、行政、市民、事業者が協働し、良好な地域環境の次世代への継承を目指してまいります。</p>

表 10-2.1(2) 環境保全の見地からの意見の概要と事業者（松阪市）の見解

番号	意見の概要	事業者（松阪市）の見解
2	<p>・温室効果ガス等については、建設中に樹木の伐採等により失われる炭素蓄積量および建設後の緑化・樹林化により固定されると見込まれる炭素量についても推定し、カーボンニュートラルの視点からの評価をされたい。</p> <p>・また、保全区域については、生物多様性オフセットの考え方に沿って、改変によって消失する森林や湿地環境に対して同等かそれ以上の面積および質の生態系を創出・保全されたい。</p> <p>・緑化・樹林化においては、事業実施区域に生育している在来種の種子・実生を優先的に活用するなど、郷土種を用いて実施されたい。</p> <p>・さらに、今後、保全区域を活用して、市民・事業者・松阪市による3者の協働活動による環境学習を実施するなど、生物多様性保全等に関する啓発活動に積極的に取り組まれたい。</p>	<p>・温室効果ガスの予測については、伐採される樹木の炭素蓄積量と緑化・樹林化により固定される炭素蓄積量を算出し、カーボンニュートラルの視点から評価しました。</p> <p>・環境保全エリアの環境整備については、今後詳細な検討を行いますが、生物多様性オフセットの考え方を参考に、多様な生態系を創出・保全していく方針です。</p> <p>・緑化・樹林化においては、工事実施段階で在来種の種子・実生を優先的に活用するなど、郷土種を用いて行います。</p> <p>・環境保全エリアの活用・維持管理に関しては、上記環境整備計画で具体的に検討を行いますが、隣接する総合運動公園との連携のため遊歩道の整備等も視野に入れ検討を行います。</p>
3	<p>・30by30（サーティ・バイ・サーティ）の考えのもと、日常生活の中に生じる現状とその改善策を学ぶ環境教育プログラムを行い生物多様性の損失を食い止め、自然を増やして健全な生態系として効果的に保全することができるよう対処されたい。</p> <p>既に実施されている松阪市のごみ処理の基本方針や3Rの推進の観点から、市民・事業者・松阪市が協働し啓蒙活動による更なるゴミ削減に努められたい。</p>	<p>・保全エリアにおける環境保全措置について、国の「2030年までに、国土の30%以上を自然環境エリアとして保全しようとする目標」である、30by30の考えのもと、松阪市としましても、国の動向に注視し、健全な生態系として効果的な保全ができるように努めます。</p> <p>ごみの減量化や3R推進のための施策、取り組みにつきましては、行政・市民・事業者がそれぞれの立場で主体的に取り組む姿勢が重要であり、本市としましても、12の施策に取り組むことで、ごみ分別の徹底等により資源化率の向上や、ごみ排出量の削減を図り、「ムダなく資源が循環しているまち」を目指してまいります。</p>

10-3 準備書に対する知事意見と事業者（松阪市）見解

知事意見及びそれに対する事業者（松阪市）の見解は、表 10-3.1(1)～(3)に示すとおりである。

表 10-3.1(1) 環境保全の見地からの意見の概要と事業者（松阪市）の見解

番号	項目	意見の概要	事業者（松阪市）の見解
1	総括的事項	<p>評価書の作成までに詳細な工事内容及び施設概要が明らかとなり、予測、評価及び環境保全措置に変更が生じる場合は、それらを反映した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成すること。また、知見が不十分で予測、評価に不確実性を伴う場合には、事後調査を計画するとともに、事後調査項目、調査地点及び調査期間について具体的に記載すること。</p>	<p>準備書から評価書の作成までに変更が生じた内容（対象事業実施区域の範囲、造成範囲、遮水工の構造）について評価書に記述するとともに、関連する予測・評価項目（陸生動物、陸生植物及び生態系）について反映しました。</p> <p>また、知事意見等を受けて、騒音、水質、地形及び地質、陸生動物、陸生植物及び生態系廃棄物等、温室効果ガス等について予測・評価に反映しました。</p> <p>なお、知見が不十分で予測、評価に不確実性を伴うと考えられる、環境保全エリアの環境保全措置の実施については事後調査計画を立案し記載しました。</p>
2	総括的事項	<p>事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、必要に応じて再度予測、評価を行ったうえで適切な措置を講じ、可能な限り環境影響の回避または低減に努めること。</p>	<p>事業の実施にあたっては、事後調査計画に基づく調査を行うとともに、事業計画の熟度に応じて、再度予測、評価の必要性を確認したうえで適切な措置を講じ、可能な限り環境影響の回避または低減に努めます。</p>
1	騒音	<p>工事車両の走行及び埋立作業の実施に伴い発生する騒音については、基準値と同等かそれに近い数値となる予測がされていることから、適切な環境保全措置を講じ、環境影響の低減に努めるとともに、事後調査により効果の検証を行うこと。</p>	<p>工事車両の走行に伴う騒音については、工事中の事後調査として資材運搬車両が最大となる時期に騒音調査を実施し、事後調査の結果が基準値を超過するといった事態が発生した場合は、速やかに工事関係者と協議したうえで追加の対策を講じることを検討します。</p> <p>また、供用後の環境保全措置として、埋立作業用の重機については低騒音型建設機械の採用することを評価書に追記しました。さらに、供用後の事後調査として予測値が基準値と同等となる「既存施設+1期」及び「3期」の次期について騒音調査を実施し、事後調査の結果が基準値を超過するといった事態が発生した場合は、速やかに工事関係者と協議したうえで追加の対策を講じることを検討します。</p>

表 10-3.1(2) 環境保全の見地からの意見の概要と事業者（松阪市）の見解

番号	項目	意見の概要	事業者（松阪市）の見解
2 (1)	水質	本事業により発生する浸出水については、供用開始後 15 年間は既設浸出水処理設備にて処理を行う計画とされている。このことから、既設設備の老朽化対策及び導水に係る漏水防止対策について、必要な措置を講じること。また、評価書の作成にあたっては、今後検討を行うとされている浸出水量の抑制対策について、具体的な内容を記述したうえで、対策に伴い生じる影響についても予測及び評価を行うこと。	既設設備については、老朽化が進んでいる機械、電気設備等の更新や調整槽の防食塗装について検討を行い、15 年間の供用ができるよう対策を講じます。浸出水量の抑制対策としては、現処分場の埋立完了後にキャッピングを行う計画であり、放流水量の変化に伴う予測及び評価を行いました。
2 (2)	水質	浸出水処理施設の容量については、気候変動に伴う極端な集中豪雨等、様々な条件を元に十分な処理能力が確保できるように設計するとともに、算定根拠について、評価書に詳細に記載すること。	浸出水処理施設の容量（浸出水調整槽：6000m ³ /日：新設）については、過去の降雨量データを調査、考慮することで、処理能力、調整能力として十分確保した施設計画を立案しました。また、評価書には算定根拠について記載しました。
2 (3)	水質	地盤改良材としての使用が想定されているセメント系固化材については、六価クロムの溶出が懸念されることから、工事排水中の六価クロム濃度について、事後調査を実施するよう検討するとともに、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じること。	地盤改良工事の詳細を確認の上、六価クロムについて事後調査を行います。また、環境影響が想定される場合は必要に応じて追加的な環境保全措置を講じます。
3 (1)	地形及び地質	対象事業実施区域内で確認されている断層は、活断層である可能性が高いことから、設計にあたっては十分留意すること。	ご指摘を踏まえ実施設計にあたっては、構造物の構造計算、法面の安定計算等において地震時を考慮した計算を行うなど、活断層の存在に十分留意して実施します。
3 (2)	地形及び地質	対象事業実施区域周辺に分布する一志層群からは化石が発見される可能性があることから、事業の実施にあたり化石が発見された場合は専門家に相談のうえ、必要に応じて保存等の措置に努めること。	ご指摘を踏まえ工事の実施にあたっては工事関係者へ周知し、化石が出土した場合は、関係研究機関へ報告し適切な対応を行います。
4 (1)	陸生動物、陸生植物及び生態系	本事業の実施により、対象事業実施区域及びその周辺に残された森林が分断され、それぞれの生態系が孤立するおそれがあることから、事業の実施にあたっては森林の連続性を確保する等、地域の生態系に配慮した計画とすること。 なお、保全エリアの確保等の生態系に係る環境保全措置を検討するにあたっては、30by30 の達成に資することも考慮し、健全な生態系として効果的に保全ができるよう努めること。	森林の分断が想定される箇所（北側樹林と上川町公園の間）につきましても、対象事業実施区域北側の谷津田を可能な限り現状を保全するとともに、造成法面の最小化による移動経路を確保し、森林の分断という影響を軽減するとともに、水辺環境についても、北側に分布する調整池や水田との水辺ネットワークを確保します。また、対象事業実施区域と周辺林地との連続性に関して、既存樹木の伐採を最小限にし、残存森林の確保、造成法面及び造成緑地の植栽による緑地化を図ります。さらに、谷津田環境の保全エリアでも周辺林地との移動経路としての機能を持たせます。 保全エリアにおける環境保全措置について、30by30 の考えのもと、効果的な保全活動も視野に入れながら、水辺や林縁環境の健全な生態系保全を目指します。

表 10-3.1(3) 環境保全の見地からの意見の概要と事業者（松阪市）の見解

番号	項目	意見の概要	事業者（松阪市）の見解
4 (2)	陸生動物、陸生植物及び生態系	移植を行った陸生動植物について、事後調査により数の減少や衰退等の傾向が認められた場合には、速やかに追加の保全措置を講じるとともに、必要に応じ事後調査期間の延長を検討すること。	ご指摘を踏まえ事後調査により、数の減少や衰退等の傾向が認められた場合には、速やかに追加の保全措置を講じるとともに、必要に応じ事後調査期間の延長を検討します。
5 (1)	水生生物	ホトケドジョウは高水温に脆弱な魚類であることから、事業実施にあたっては、樹木の伐採等により、生息地の水温が上昇することのないよう留意するとともに、保全エリア内の水温変化に関する事後調査の実施を検討すること。	ホトケドジョウが生息する保全エリアの水路周辺の樹木（低木類）は、現状のまま保全することで対応します。また、本種の生息環境の現況を把握するため、水温及び水質に関するモニタリング調査を計画しました。
5 (2)	水生生物	ドジョウ及びホトケドジョウの移植にあたっては、移植先の環境整備を行う等、環境収容力を増大させるような対策について検討すること。	ホトケドジョウは、保全エリアの水路の環境整備を行い、個体の移植を計画します。また、ドジョウについても、移植先の真盛川の生息環境の他に、保全エリア内に本種の生息特性（浅い止水域）を考慮した生息環境を部分的に整備し、生息個体の分散放流を計画しました。
6	廃棄物	浸出水処理施設から発生する脱水汚泥について、近年発生量が大きく増加している原因の検証を行ったうえで、発生量の抑制対策及び適切な処理を検討し、その内容を評価書に記載すること。	脱水汚泥の増加要因について、最新データ（2022～2023年）も加え検証を行った結果、水処理量や凝集剤の使用量との関係性が認められました。その結果を評価書に記載しました。 また、抑制対策として雨水集排水施設を設置し、埋立地内への雨水流入を防止することで処理すべき浸出水の削減を図ります。さらに、脱水汚泥は「松阪市のごみ焼却施設にて焼却処分」を行うことで減容化を図り適正な処理を行います。 上記内容について、評価書に記載しました。